

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「水上安全条例」とします。）の改正案に対する意見募集について

※ 本条例改正案については検討中であり、今後変更する場合があります。

水上安全条例を改正する上で参考とさせていただくことを目的に意見募集を実施します。
条例改正の趣旨、改正案の概要等は次のとおりです。

1 条例改正の趣旨

海域及び内水域における水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るべく平成5年に制定された水上安全条例は、令和3年の改正により、県や海域等利用者の責務、不適切な業者を排除するための欠格事由、条例違反に伴う行政処分等のほか、新たな業種としてスノーケリング業が規定されました。

マリンレジャーは日々多様化を続け、事業者も増加する中、本県における水難事故の発生件数は、令和3年の条例改正以降も増加しており、全国的に見ても高い水準で推移しています。

水難事故の発生については、近年の入域観光客数の増加に伴うマリンレジャーの増加のほか、気象又は海象、利用者自身の健康状態、経験及び技能等様々な要因が考えられますが、いずれにしましても、水難事故防止対策は急務であります。

県警察におきましては、更なる水難事故防止対策を推進するため、令和6年7月から「水上安全条例の改正に関する有識者会議」を4回にわたって開催し、マリンレジャー等に関する有識者からのご意見を頂くなどしながら、現在、水上安全条例の改正案を策定しているところであります。

今回、県民の皆様から水上安全条例の改正案に対するご意見を募集し、水上安全条例を改正する上で参考とさせていただくことを目的に実施するものです。

2 改正案の概要

(1) 欠格事由の追加について

悪質事業者等の不適格者を排除し、海域レジャー事業者の健全化をより一層進めるため、欠格事由の対象者に、停止命令を受けてその停止期間を終えていない者や、暴力団員等の支配により、海域レジャー事業を営む者を追加します。

(2) 海水浴場開設者に対する事故防止措置の義務化について

海水浴場開設者がとる事故防止等の措置は努力義務となっており、同措置をとっていない場合に行う行政指導の対象外となっていますが、海水浴場における水難事故が増加傾向にあることから、より確実な水難事故防止を図るため、努力義務から義務へと改めます。

(3) パドルボートの定義及びパドルボート提供業（届出義務、安全対策等）の新設について

現在、カヌー・カヤック、スタンドアップパドルボード等のパドルを用いて操縦する船舶等を利用者に提供する事業者は、プレジャーボート提供業に区分され、水難事故防止対策については、プレジャーボート提供者における事故防止等の措置を適用しています。

これらの船舶等は、その形状、パドルを用いた操縦方法等から特殊性を有しており、近年、水難事故が多発傾向にあることから、利用者の生命及び身体を保護するため、これらの船舶等をパドルボートとして定義するとともに、パドルボート提供業を新設し、パドルボートに特化した事故防止等の措置、ツアーガイドにおける資格保有者による案内等を規定します。（現にパドルボートを利用させる事業を営んでいる者については、資格保有者による案内に関して、一定期間を猶予する経過措置を規定します。）

(4) 水上設置遊具の定義及び水上設置遊具運営業（届出義務、安全対策等）の新設について

県内の海域において、「水上アスレチック」と呼ばれる水上設置遊具を利用させる事業が営まれています。県外において、児童が水上設置遊具の底に入り込んで死亡した事故が発生していることから、安全安心に水上設置遊具を利用するため、水上設置遊具を定義するとともに、水上設置遊具運営業を新設し、水上設置遊具を運営する者に対する届出義務や、事故防止等の措置等を規定します。

(5) 事業届出の一括化及び行政処分の対象範囲の拡大について

事業届出は、業種ごとの個別の届出となっているところ、複数業種を届出する場合において、事業者の負担となっていることから、当該負担の軽減を図るため、複数事業をまとめて届出できるよう規定します。

また、行政処分について、現行条例では、条例違反となった業種のみを対象としており、複数業種を届出した事業者に停止の行政処分を実施した場合、条例違反となった業種以外の業種は営業可能となっています。

事業者に対する規範意識の向上を図り、水難事故防止対策を徹底させるため、事業者が届出した全ての業種及び管理・運営する全ての店舗を対象として、行政処分を行うことができるよう規定します。

(6) 海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置の強化について

海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置について、安全対策をより一層強化するため、利用者名簿を備えること、飲酒量にかかわらず飲酒や薬物等の影響により正常な海域レジャーの利用ができないおそれのある者に当該海域レジャーを提供しないこと、プレジャーボート提供業及びスノーケリング業の利用者に対して救

命胴衣又はウェットスーツを着用させること（今回新設するパドルボート提供業及び水上設置遊具運営業についても、利用者に対して救命胴衣を着用させることを規定します。）、外国人の利用者が事故防止等の措置を理解できるよう外国語を用いて説明する努力をすることなど、必要な事故防止等の措置を規定します。

(7) 船上において監視、救助等を行う要員の配置について

潜水業やスノーケリング業を営む事業者の中には、単独で船の操縦及び利用者のツアーガイドを行う者がいますが、潜水のため船舶を無人にしたことにより、海中で意識消失した罹災者の船上への引き上げが困難となり、迅速な救護措置を採ることができなかった事案が発生しています。

船上からの監視による水難事故防止対策及び水難事故発生時における人命救助に必要な手段を尽くし、潜水やスノーケリングの利用者の生命及び身体を保護するため、船上において利用者の監視、救助等を行う要員を配置することについて努めることを規定します。

(8) 遊泳者の事故防止措置等の新設について

遊泳者について、自らの水難事故の防止を図るため、海域レジャー事業者等が定めた遵守事項等に従うことや、救命胴衣の着用に努めることなど事故防止対策について規定します。

(9) プレジャーボートの操縦者の遵守事項に関する規定について

プレジャーボートでゴムボート等をえい航する場合に、ゴムボート等に乗る者に係る落水、他の物件との衝突等による水難事故の防止を図るため、操縦者とは別に見張りを行う者を同乗させること、ゴムボート等に乗る者に救命胴衣を着用させること等、プレジャーボートの操縦者が採るべき事故防止対策について規定します。

(10) 船舶の酒気帯び操縦等の禁止、警察官による呼気検査等の新設について

全国では飲酒状態で水上バイク等を操縦して人を死傷させた事故が発生しており、当県においても同種事故が発生するおそれがあることから、酒気帯び状態等による船舶の操縦を禁止するとともに、警察官による呼気検査等の実施を規定します。

※ 違反した場合は罰則があります。（動力船に限る。）

(11) 公安委員会の行う公表に関する規定について

現行では、公安委員会は、海域レジャー事業者等が必要な事故防止等の措置をとっていない場合において、必要があると認めるときは勧告することができ、勧告に従わなかった場合には公表することができることと規定されていますが、当該公表について、公表にかかる海域レジャー事業者等に対し、意見を述べる機会を与える手続を規定します。

(12) 安全対策優良海域レジャー提供業者の指定の取り消しに関する規定について

公安委員会は、海水浴場開設者及び海域レジャー事業者のうち、安全対策基準に適合していると認められる事業者を、1年を超えない範囲で安全対策優良海域レジャー提供業者として指定することができ、指定後に基準に適合していないことが判明した場合には、その指定を取り消すことができます。

現行では、事業者が条例違反により遊泳者等を死傷させた場合であっても、基準に適合している状態であれば当該指定は継続することとなります。

このような状況を是正し、安全対策優良海域レジャー提供業者の指定制度の適正な運用を図るため、基準不適合のほか、偽り等による指定、条例違反、遊泳者等の死傷及び事業の廃止命令があった場合を指定の取消事由として規定します。

(13) 罰則

ア 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金【新設】

- プレジャーボート又はパドルボートの操縦者に係る危険行為
 - ※ 3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金から引き上げ、パドルボートの操縦者を追加しました。
- 酒酔い・薬物の影響等による操縦（動力船に該当するプレジャーボート及び潜水業又はスノーケリング業に用いる船舶に限る。）【新設】
- プレジャーボート又はパドルボートの操縦者に係る事故発生時の救護義務違反
 - ※ 3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金から引き上げ、パドルボートの操縦者を追加しました。

イ 3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

- 酒気帯び操縦（動力船に該当するプレジャーボート及び潜水業又はスノーケリング業に用いる船舶に限る。）【新設】
- プレジャーボート又はパドルボートの乗組員（操縦者以外）に係る事故発生時の救護義務違反【新設】

ウ 20万円以下の罰金

- 海域レジャー提供業者に係る警察官に対する事故発生時の通報義務違反
 - ※ パドルボート提供業及び水上設置遊具運営業を追加しました。
- 警察官の呼気検査の拒否又は妨害【新設】
- プレジャーボート又はパドルボートの操縦者等に係る警察官に対する事故発生時の報告等義務違反【新設】

3 募集期間

令和7年8月29日(金曜日)～令和7年9月29日(月曜日)

4 提出方法

「意見書」にて、電子メール、郵送のいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵送の場合

令和7年9月29日（月曜日）※当日消印有効

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部地域部地域課 水上安全対策室水上PT係宛

(2) 電子メールの場合

令和7年9月29日（月曜日）

メールアドレス

chiikika@police.pref.okinawa.jp

※ 見落とし防止のため、件名は「水上安全条例の改正案に対する意見」として
ください。

5 提出時の留意事項

(1) 別添様式を使用し、日本語で簡潔かつ明瞭に記載してください。

(2) 住所、氏名、電話番号を明記してください。

(3) 電話での受付はしておりませんので御了承ください。

6 個人情報の取扱いについて

(1) 意見書に記載していただいた住所、氏名等の個人情報は、今回の条例改正に関する意見募集の業務のみで使用し、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）に準じて適切に管理され、公表されることはありません。

(2) 提出いただいたご意見について、それを公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位、その他の正当な権利を害するおそれのあるものは、その全部又は一部を公表しません。

7 その他

(1) 提出いただいたご意見と、それに対する県警察の考え方（以下「考え方」といいます。）を県警察ホームページ等に一定期間公表します（6(2)に該当する意見を除く。）。

(2) 趣旨が不明瞭なご意見の場合、考え方を示すことができない場合があります。

(3) ご意見を提出された方（個人・法人）への回答はしませんので御了承ください。